

負担限度額認定チェックリスト（申請者用）

被保険者番号： 0 0 0 0		被保険者氏名：		
	申請についての問合せ連絡先（申請者と同じ場合は記入不要） 氏名		被保険者からみた続柄	
	住所		電話番号	
項目		確認内容		
要件 確認	1	被保険者は住民税非課税者です	☐	
	2	配偶者（別世帯、事実婚等パートナーを含む）は住民税非課税者です。 または、配偶者はいません。	☐	
	3	住民税非課税世帯です。	☐	
	4	現在、介護保険料の滞納による、給付制限を受けていません。	☐	
	5	サービスを利用する（している）施設は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院、またはショートステイ利用（予定）です。	☐	
上記要件にあてはまらないものがある場合、負担限度額認定対象外です。（他に資産要件があり）				
申請 書	6	住所・氏名、被保険者番号等は記入しましたか 記載内容に間違いはないですか	☐	
	7	個人番号を記入しましたか ※不明な場合は省略可 「申請書等へのマイナンバー記入について」を確認し、添付書類を準備しましたか	☐	
	8	配偶者に関する事項は記入しましたか（別世帯、事実婚等パートナーを含む）※いない場合は未記入 ・配偶者の個人番号を記入した場合は7同様に準備しましたか ・課税状況に○をつけましたか	☐	
	9	収入等に関する申告欄の該当する□にチェックしましたか	☐	
	10	預貯金額の欄に、通帳の最終残高・定期預金・貯蓄預金・積立金の合計を記入しましたか（配偶者有の場合は、被保険者と配偶者の合計を記入）		☐
		添付書類：銀行の通帳のコピー（名義があるものすべて、配偶者名義のもの含む）を「申請書類について」で確認し、揃えてください		☐
		①	申請直前に記帳（最終行が2週間より前の場合は記帳日を通帳コピーに記入）	☐
		②	通帳を開いた1, 2ページ目（銀行名や支店名等が載っているページ）	☐
		③	普通預金は、直近2か月前の1日からの入出金が見えるページ ※年金受取口座は最低直近1回の年金振込が必要	☐
		④	定期、積立、貯蓄等のページ ※取引がなくても各種別の1ページ目が必要	☐
	⑤	通帳が見当たらない口座がある場合はメモを添付	☐	

裏面に続く

項目		確認内容	
申請書	11	有価証券の欄に、資産の評価額の合計を記入しましたか なければ0円を記入	☐
		添付書類：有価証券、投資、金・銀等 評価額が分かるもの	☐
	12	その他の欄に、家庭内に保管されている現金、負債（借入金、住宅ローン等）の金額を記入しましたか 負債は－〇〇円、 なければ0円を記入	☐
		添付書類：借入金、住宅ローン等がある場合は金額が分かるもの	☐
	13	預貯金等に関する申告の要件を満たし、 ☐ にチェックしましたか	☐
	14	申請者氏名・住所等を記入しましたか	☐
申請者の本人確認書類コピー添付 申請者が来庁する場合は提示可		☐	
成年後見人等が申請する場合は登記事項証明書写しを添付（提出済の場合は不要）		☐	
同意書	15	記載内容を確認しましたか	☐
	16	<本人>の欄に被保険者について記入しましたか	☐
	17	代筆の場合、代筆者について記入しましたか	☐
	18	配偶者有の場合<配偶者>の欄に配偶者（別世帯、事実婚等パートナーを含む）について記入しましたか 代筆の場合は代筆者名を記入しましたか	☐
19		チェックリスト項目にすべてチェックをいれましたか？	☐
境界層のみ	20	福祉事務所から発行される境界層該当証明書一式 境界層（きょうかいそう）とは 生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている方のうち、「境界層措置を受ければ生活保護を必要としない方」とであると、福祉事務所長から認められた方（境界層該当証明書の発行を受けた方）	☐
注意事項	21	書類の不備、添付書類の不足、疑義等について連絡することがあります	☐
	22	非課税年金照会等がある場合は、認定決定が遅くなる場合があります。	☐
	23	21、22により、認定までに時間がかかる場合があります。認定は申請月の初日から有効です。	☐

郵送する前に確認してください

必ず提出する書類

- ☐ 申請書
- ☐ 同意書
- ☐ 添付書類（通帳のコピー等）
- ☐ 申請者の本人確認書類のコピー
- ☐ チェックリスト

必要な人のみ

- ☐ 被保険者のマイナンバーカード等のコピー
- ☐ 被保険者からの委任状
- ☐ 配偶者のマイナンバーカード等のコピー
- ☐ 配偶者からの委任状
- ☐ 境界層該当書類一式